

（参考）

（航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定に関する
交換公文）

（航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定に関する交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定（以下「協定」という。）に言及するとともに、日本国政府及びカンボジア王国政府の代表者の間で到達した次の了解であつて、日本国及びカンボジア王国のそれぞれの国において施行されている法令の範囲内で実施されるものを日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

- 1 協定の一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の領域内において、支店を設置し、及び維持し、並びに協定業務の運営に必要な活動に従事することを許される。
- 2 協定の一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の領域内にある支店に管理職員、技術職員、運航職員その他航空業務の提供に必要な専門職員を派遣し、及び置くことができる。
- 3 協定の一方の締約国の指定航空企業は、協定業務の運営に関連して他方の締約国の領域内において得た

収入のうち支出を超える部分を、送金の時の公の市場における為替換算率により、交換可能な通貨で自由に送金し、並びに協定業務の運営のため外貨通貨建て及び交換可能な内国通貨建ての預金勘定を開設し、及び維持することを許される。

4 協定の一方の締約国の政府は、他方の締約国の指定航空企業が、当該一方の締約国の権限のある当局の付することのある合理的な制限に従うことの条件として、自ら地上取扱業務を提供すること、その業務の全部若しくは一部を他の航空企業、他の航空企業の支配下にある機関若しくは代理業者であつて当該権限のある当局の認可を受けたものに委託すること又はその業務を当該権限のある当局に委託することのいずれかを選択することができるよう最善の努力を払う。

5 この書簡の適用上、「領域」、「指定航空企業」及び「協定業務」とは、それぞれ、協定第一条1に定める意味を有する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

二千十五年一月十四日に。ブノンペンで

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使 隈丸優次

カンボジア王国

民間航空局長官 マオ・ハーバナル閣下

(カンボジア側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本長官は、更に、閣下の書簡に記載された了解をカンボジア王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が航空業務に関するカンボジア王国と日本国との間の協定の効力発生の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

一千十五年一月十四日にプノンペンで

カンボジア王国

民間航空局長官

マオ・ハーバナル

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使
隈丸優次閣下

